

# 公益社団法人田中育英会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、公益社団法人田中育英会と称する。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を新潟県上越市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

### (目的)

第3条 当法人の目的は次のとおりとする。

- (1) 我が国が直面する高齢化社会を支える看護、介護等の学校に通う学生を支援するため返還を求めない奨学金を支給し、もって地域社会の福祉の向上に寄与すること。
- (2) 自然災害から人の暮らしを守り、社会・経済活動を支える基盤をつくとともに良質な生活空間を実現する土木技術を学ぶ学校に通う学生を支援するため返還を求めない奨学金を支給し、若手技術者の育成に貢献し、もって新潟県の土木技術の発展に寄与すること。
- (3) 新潟県の土木技術の発展のため、土木技術系高等学校へ教育現場の充実・進歩のための最先端の機器又は最先端の機器若しくは技術研修会等に要する費用を支援し最新の技術とこれからの土木技術に興味を持てるように若手技術者の育成に貢献し寄与すること。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学資等の給付型奨学金の支給
- (2) 高等学校への教育現場の充実・進歩のため最先端の機器又は最先端の機器若しくは技術研修会等に要する費用の支援
- (3) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、新潟県において行う。

### (公告の方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会員

### (入会)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に

関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び法人
- (2) 特別会員 当法人に功績のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

2 会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

#### (経費等の負担)

**第7条** 正会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 前項の会費についてはその2分の1以上を公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当する。

#### (退会)

**第8条** 会員は、いつでも退会することができる。ただし、退会しようとする日の1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

#### (除名)

**第9条** 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

#### (会員の資格喪失)

**第10条** 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

#### (会員名簿)

**第11条** 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

#### (構成)

**第12条** 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

**(権限)**

**第 13 条** 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 借入金（その事業年度内に収入をもって償還する短期の借入金を除く）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

**(開催)**

**第 14 条** 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

**(招集)**

**第 15 条** 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

**(議長)**

**第 16 条** 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

**(議決権)**

**第 17 条** 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

**(決議)**

**第 18 条** 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず一般法人法第 49 条第 2 項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

**(議事録)**

**第 19 条** 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

### (役員)

**第20条** 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。
  - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

**第21条** 理事及び監事は、社員総会の決議によって選定する。

- 2 代表理事及び執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4 監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係にある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

### (理事の職務及び権限)

**第22条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、副理事長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

**第23条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員任期)

**第24条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

4 第20条第1項で定める理事若しくは監事の定数が足りなくなる場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### (役員解任)

**第25条** 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

### (報酬)

**第26条** 役員には、報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規定による。

### (取引の制限)

**第27条** 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

### (責任の一部免除又は限定)

**第28条** 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる

損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、一般法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

## 第5章 理事会

### (構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 贈与又は遺贈で取得した会社の株式又は出資の議決権の行使の承認
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定(選任)及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
- (6) 第28条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

### (招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

### (議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

**(決議)**

**第 33 条** 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 9 6 条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

**(理事総数(現在理事数)の 3 分の 2 以上の承認を要する決議)**

**第 34 条** この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の 3 分の 2 以上の承認を要する。

**(報告の省略)**

**第 35 条** 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 9 1 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

**(議事録)**

**第 36 条** 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

**(理事会規則)**

**第 37 条** 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## **第 6 章 基金**

**(基金の拠出金)**

**第 38 条** 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

### (事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類  
その他新たな義務の免除及び権利の放棄を記載した書類については、毎事業年度開  
始日の前日までに理事長が作成し、理事会において理事総数(現在理事数)の3分の  
2以上の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合  
も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するも  
のとする。

### (事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を  
作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。この場合  
において、第3号から第6号までの書類については理事会で理事総数(理事現在数)の3分  
の2以上の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類を定時社員総会に提出し、そのうち、第1号及び第2号の  
書類については、その内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認  
を受けなければならない。

3 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び  
社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概況及びこれらに関する数値のうち重要な  
ものを記載した書類

### (剰余金の不分配)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

#### (公益目的取得財産残額の算定)

**第 43 条** 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 41 条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

### 第 8 章 定款の変更、解散等

#### (定款の変更)

**第 44 条** この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

#### (解散)

**第 45 条** この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

#### (残余財産の帰属)

**第 46 条** この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議によりこの法人と類似する事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

**第 47 条** この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 附則

### (最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

### (設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第49条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

#### 設立時社員

新潟県上越市大字土橋1928番地	田 中 康 生
新潟県上越市浦川原区飯室1023番地16	津 幡 博 司
新潟県上越市南高田町10番20号	加 藤 六つ子
新潟県上越市平成町492番地1	藤 井 勝 美

### (法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

#### 附則

- 1 この定款の改正は、平成29年3月10日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第43条及び第47条の規定は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。

#### 附則

- 1 この定款の改正は、平成29年3月25日から施行する。
- 2 この定款の改正は、平成29年9月2日から施行する。
- 3 この定款の改正は、平成29年9月15日から施行する。
- 4 この定款の改正は、令和元年10月1日から施行する。
- 5 この定款の改正は、令和7年12月10日から施行する。